

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成29年5月2日

京都市長 門 川 大 作

第1条中「支所長」を「部長，室長，担当部長」に改める。

別表第1第2類の款区役所福祉部及び区役所支所福祉部の項中「区役所福祉部」を「区役所保健福祉センター」に、「区役所支所福祉部」を「区役所支所保健福祉センター」に改める。

別表第3保健センター長の項中第10号から第13号までを削り，第14号を第10号とし，第15号から第20号までを4号ずつ繰り上げ，同項の次に次の1項を加える。

保健センター 次長	<ul style="list-style-type: none">(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の費用の徴収額の決定に関すること。(2) 障害者総合支援法による介護給付費等及び地域相談支援給付費等の支給決定，受給者証の交付及び支給決定の取消しに関すること。ただし，精神障害者及び障害者総合支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者」という。）に関するものに限る。(3) 障害者総合支援法による特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給の決定に関すること。ただし，精神障害者及び難病患者に関するものに限る。(4) 障害者総合支援法による地域生活支援事業（移動支援，地域活動支援，訪問入浴サービス及び日中一時支援に関するものに限る。）に関すること。ただし，精神障害者及び難病患者に関するものに限る。
--------------	--

別表第3医療衛生推進室長の項中第3号を削り，第4号を第3号とし，第5号を第4号とし，同項の次に次の2項を加える。

医療衛生センター長	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条及び第37条の2による公費負担医療の決定（結核に係るものに限る。）に関する事。
医療衛生センターに置く担当課長	(1) 使用料，手数料その他諸収入の徴収に関する事。

別表第3健康づくり推進課長の項を次のように改める。

健康長寿推進課長	(1) 日直及び宿直に関する事。
障害保健福祉課長	(1) 障害者総合支援法による介護給付費等及び地域相談支援給付費等の支給決定の変更に関する事。ただし，精神障害者及び難病患者に関するものに限る。 (2) 障害者総合支援法による計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給に関する事。ただし，精神障害者及び難病患者に関するものに限る。 (3) 障害者総合支援法による補装具費の支給決定に関する事。ただし，難病患者に関するものに限る。 (4) 障害者総合支援法による地域生活支援事業（日常生活用具の給付又は貸与に関するものに限る。）に関する事。ただし，精神障害者及び難病患者に関するものに限る。

別表第5福祉事務所長の項の次に次の1項を加える。

福祉事務所副所長	(1) 児童福祉法による事務（福祉事務所長に権限が委任されたものに限る。）に関する事。 (2) 身体障害者福祉法による事務（福祉事務所長に権限が委任されたものに限る。）に関する事。 (3) 知的障害者福祉法による事務（福祉事務所長に権限が委任されたものに限る。）に関する事。
----------	---

別表第5福祉事務所福祉介護課長の項中「福祉事務所福祉介護課長」を「福祉事務所健康福祉部健康長寿推進課長」に改め，同項に次の2号を加える。

(2) 老人福祉法第10条の4第1項及び第2項による措置に関すること。

(3) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所者に係る措置の変更に関すること。

別表第5福祉事務所支援保護課長の項及び福祉事務所支援課長の項を削る。

別表第5福祉事務所保護課長の項中「福祉事務所保護課長」を「福祉事務所健康福祉部生活福祉課長」に改める。

別表第5福祉事務所保護課長担当課長（保健福祉局生活福祉部生活福祉課の課長及び担当課長をもって充てる担当課長を除く。）の項を次のように改める。

福祉事務所健康福祉部生活福祉課担当課長（保健福祉局生活福祉部生活福祉課の課長及び担当課長をもって充てる担当課長を除く。）	(1) 担当世帯に係る生活保護法による保護の変更に関すること。 (2) 担当世帯に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の変更に関すること。
福祉事務所子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長	(1) 母子生活支援施設の入所者に係る措置の変更に関すること。 (2) 保育所の入所者に係る保育の実施の変更に関すること。

附 則

この訓令は、平成29年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)